

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和7年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分)	25,000千円
【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	394,223千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	10,009			20	997	8,992
	障害者福祉事業	58,882	41,123		1,200	1,651	14,908
	高齢者福祉事業	36,624	18,705		2,048	1,584	14,287
	福祉医療給付事業	12,495	6,233			625	5,637
	児童福祉事業	34,916	23,573		12	1,131	10,200
	小計	152,926	89,634		3,280	5,988	54,024
社会保険	国民健康保険事業	14,573	6,749			781	7,043
	介護保険事業	83,135	3,021		1,207	7,875	71,032
	後期高齢者医療保険事業	75,830	14,382			6,132	55,316
	小計	173,538	24,152		1,207	14,788	133,391
保健衛生	成人保健事業	6,041	621		65	535	4,820
	母子保健事業	1,740	360			138	1,242
	感染症予防事業	16,210			10,455	574	5,181
	医療確保事業	43,768	36	13,900		2,977	26,855
	小計	67,759	1,017	13,900	10,520	4,224	38,098
合計		394,223	114,803	13,900	15,007	25,000	225,513

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。